

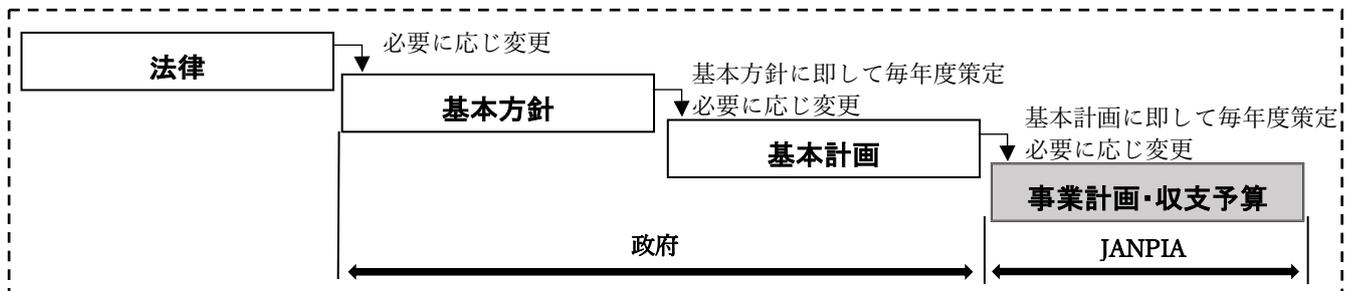
## 2023 年度「基本計画」及び「事業計画」の変更について

内閣府休眠預金等活用担当室

令和 5 年 10 月

### 1. 基本計画・事業計画の位置付け

- ・政府は、基本方針に即し、毎年度「基本計画」を定め（休眠預金等活用法第 19 条）、指定活用団体は毎年度「基本計画」に即して「事業計画及び収支予算」を作成し政府の認可を受ける（同法第 26 条）。
- ・同法の一部を改正する法律が令和 5 年 6 月に成立したことを踏まえ、基本方針の改正に即して、基本計画及び事業計画について必要な変更を行う。



### 2. 変更のポイント

#### ① 令和 5 年度通常枠の助成総額の目安について

基本方針で設定された中期目標及び足下の資金需要の増加を踏まえ、**40 億円から 50 億円に増額**する【別紙参照】

#### ② 緊急枠について

「新型コロナ及び物価高騰対応枠」を「**物価高騰、子育て及び新型コロナ対応枠**」に改組し、助成総額の目安を **35 億円から 40 億円に増額**する【別紙参照】

#### ③ その他の運用項目について

「5 年後見直しの対応方針」※に基づき、運用見直し事項を反映。

※「休眠預金等活用法の 5 年後見直しの対応方針」（令和 4 年 12 月 16 日内閣府作成、休眠預金活用推進議員連盟了承）

(参考) 2023 年度「基本計画」及び「事業計画」の主な変更点

項目	基本計画変更(案)	事業計画変更(案)
⑦助成限度額 (通常枠)	• 助成限度額を 40 億円から 50 億円に増額	
助成限度額 (緊急枠)	• 「新型コロナ及び物価高騰対応枠」を「物価高騰、子育て及び新型コロナ対応枠」に改組 • 助成限度額を 35 億円から 40 億円に増額	
②活動支援団体の 創設	• 改正法施行後速やかに公募開始できるよう、指定活用団体において取組を進める	
⑤国際協力	—	• 活動が国外に及ぶ事業も採択の対象に含め、外交政策との整合性、団体の安全性確保、実効的な監督・評価等の見地から事業ごとに判断
⑧行政施策との役割 分担	—	• 行政とNPOの連携が進んだ分野の事業は、行政が後退しないことを前提に行政施策化の見通し等に即して個別に判断
⑨自己資金の確保	—	• 資金分配団体は、資金基盤、事業基盤、組織基盤等の事項を総合評価 • 実行団体は、現在の措置(事業最終年度 20%)を継続。過年度事業の資金計画をフォローアップし、自己資金の確保の在り方を検討
⑩同一事業の再申請・ 事業期間の延長	—	• 過年度と同一の事業であっても、他の要件とともに総合的に評価 • コロナ以外の影響による事業延長については、自立化に向けた具体的な見通し等も踏まえ総合的に判断
⑫成長期・成熟期の 活動支援	—	• 過年度採択事業で一定のインパクトを創出した事業について、事業モデルの横展開や新たな手法による事業実施の支援など、成長期・成熟期の団体の活動の支援の在り方を検討

(注) 「休眠預金等活用法の 5 年後見直しの対応方針」における見直し事項

- ①目的規定(ソーシャルセクター支援)【法律改正】 ②活動支援団体の創設等【法律改正】 ③出資の実現【法律改正】 ④法の見直し規定【法律改正】 ⑤国際協力【法律改正】  
⑥ J A N P I A 事務費特例【法律改正・府省令改正】 ⑦助成限度額の決定方法(中期目標) ⑧行政施策との役割分担 ⑨自己資金の確保 ⑩同一事業の再申請・事業期間の延長  
⑪P0 関連経費の助成 ⑫成長期・成熟期の活動支援

## 通常枠及び緊急枠（子育て対応支援枠）について

### （通常枠）

- 毎年度の通常枠の助成総額については、基本方針において、令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間で、約 300 億円を目安とする中期目標を設定。
- 過去数年の申請額は大幅な増加が続いているなど、足下の資金需要は高まっている。
- 令和 5 年度の当初の助成総額の目安は、前年度と同様の 40 億円に設定しているが、第 1 回公募の採択額は助成限度額の約 97%に達している。

（参考：各年度の通常枠の助成限度額、申請額、採択額の推移）（億円）

	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
助成限度額	30	33	36	40	40
申請額	76.0	61.4	95.5	135.4	105.9
採択額	29.8	27.9	32.7	39.9	38.8

※R5 年度は第 1 回公募のみの申請額であり、11 月に第 2 回公募を開始予定

### （緊急枠）

- 少子化の急速な進行は、我が国の経済社会に大きな影響を及ぼすものであり、子育てに課題を抱える家庭への支援は喫緊の課題。特に現行の行政施策が十分に行き届いていない場合や、きめ細やかな支援が必要とされる場合は、本制度における支援の必要性が認められる。

（参考：各年度の緊急枠の助成限度額、申請額、採択額の推移）（億円）

	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
助成限度額	10	40	40	56	35
申請額	3.5	69	45.0	48.3	12.4
採択額	3.5	36.9	24.2	26.2	2.3

※R 元年度は、通常枠の同年度採択事業のうち希望する事業に対し、

R 2 年度の活動拡充のために追加助成を行った額

※R 2 年度は計 4 回、R 3 年度は計 7 回、R 4 年度は計 4 回公募を実施

※R 5 年度は第 2 回公募までの額